

意見書

平成 21 年 7 月 21 日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

郵便番号 〒151-0063

住 所 東京都渋谷区富ヶ谷 1-16-4
パークサイド山本館

法 人 名 株式会社 放送衛星システム
代表取締役社長 竹中 一夫

「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成 20 年諮問第 14 号＞
答申（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

平成21年7月21日

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」に対する意見

株式会社 放送衛星システム

BS放送は、平成元年のアナログ放送開始に続き平成12年のデジタル放送開始を経て、今日、準基幹放送といわれるまでに発展を遂げ、視聴者の皆さまの間に定着しています。

当社は、日本で唯一のBS受託放送事業者として、放送衛星の着実な調達とともに衛星やアップリンクの安定的、効率的運用に最大限努め、その中で貴重な技術やノウハウを積み重ねてきました。近い将来のBS12チャンネル時代においても万全の体制で取り組み、BS放送の一層の発展に寄与する決意です。

本答申(案)についての当社の意見は、次のとおりです。

通信・放送の新たな法体系の要諦として挙げられている5項目は、いずれも重要かつ必要と考えており、とくに異議はありません。

具体的な見直しや制度整備に当たっては、現行の法体系の下で信頼性の高い衛星放送のシステムを構築してきた当社の実績を活用していただければ幸甚に存じます。同時に、視聴者の皆さまに混乱をもたらすことなくBSデジタル放送を継続してお楽しみいただけることはもちろん、委託放送事業者の方々が従前どおり、確かな経営基盤のうえに安定的に事業を運営できるよう制度整備等を要望いたします。